

母子健康手帳の改訂に関する研究

—地域母子保健推進のための母子健康手帳改訂への試み—

分担研究者

尾崎 明（京都府衛生部長）

分担協力者

戸澤 睦彦（京都府宮津保健所）

弓削 マリ子（聖ヨゼフ整肢園小児科）

田中 輝房（京都府立医大小児科）

飯野 茂（京都府立医大小児科）

岩坪 玲子（京都第一赤病院歯科）

はじめに

母子健康手帳は、昭和51年1月、厚生省告示6により大幅な改訂が行われ、その後昭和55年、及び56年に一部改訂がなされ、昭和56年4月より現行の母子健康手帳として使用されている。

京都府においては、母子保健の推進にとつての母子健康手帳の重要性に鑑み、56年度より一部づつ改訂をしてきた。改訂作業は、各保健所の意見を集約しながら、厚生省「母子保健・医療に関する管理体系システム開発に関する研究」研究班（小泉 明班長）時代に設置した「京都府母子保健検討委員会」（構成メンバー：医師・保健婦・本庁母子保健係）で検討している。

取りあえず今年度は、全国各都道府県にお願いして送付していただいた母子健康手帳の若干のまとめと、京都府の昭和59年度改訂版と昭和56年厚生省告示26の現行の母子健康手帳との対比につき報告する。

調査結果

1) 全国の母子健康手帳のまとめ

47都道府県のうち、44都道府県より貴重な母子健康手帳を送っていただいた。

①厚生省呈示の母子健康手帳をそのまま使用している所：39都道府県（88.6%）

②一部改訂を試みている所：2県

③かなりの部分で改訂を試みている所：京都府

を含めて3府県

④B6判（呈示A6判）としている所：京都府
含めて4府県

⑤表紙に写真を用いている所：1府県（京都府）

⑥学童時健診表を母子健康手帳に入れている所：1県

⑦母子健康手帳を別冊として、2部に分けている所：7県（15.9%）

⑧出生届・低出生体重児連絡表をとじこみで入れている所：40県（90.9%）

⑨先天性代謝異常のスクリーニングをとじこみで入れている所：18県（40.9%）

⑩神経芽細胞腫VMAスポットテストについては3府県が説明文を入れており、とじこみで郵送セットを入れているのが1府県（京都府）である。

2) 59年度版京都府母子健康手帳について

今回、当高橋班に入れていただくにあたり、京都府12保健所に、母子健康手帳について意見を聴取し、「京都府母子保健検討委員会」にて検討した。以下に主な意見を列記すると、

①医療機関での情報について、もう少し記入出来るようにしたらどうか（例えば新生期の黄疸を、なし・普通・強ではなく略で記載する。ビタミンKの投与の有無）（現行手帳19ページ）

②出産から新生児期まで一連してみれるように

できないか。(現行手帳12ページと19ページのドッキング)

- ⑥ 妊婦の記事でアルコールの摂取、喫煙状況をきいたらどうか。(現行手帳6ページ)
 - ⑦ 新生児の説明文で異常の場合の所で、「出生体重が……保健所に相談して下さい」を赤字印刷にしたらどうか。(現行手帳18ページ)
 - ⑧ 肥満度・カウプ指数をそれぞれの健診時に書きこめるようにしたらどうか。(現行手帳29ページから45ページにかけて)
 - ⑨ 歯科健診での指導記事欄を広くとってはどうか。(現行手帳46ページから48ページにかけて)
 - ⑩ 予防接種の頃が明確なように、すぐ開けるように色刷りにしてはどうか。(現行手帳49ページから52ページにかけて)
 - ⑪ 乳幼児時代だけでなく、学童になっても利用出来る様に、学校で記入される様式にできないか。
 - ⑫ 3才児健診や1才半健診の場合、内科・歯科健診があるので、同一ページか、続いた見開きページで並べられないか。
- などである。

次に、これら意見をふまえて、59年度版の京都府母子健康手帳の概要を、現行手帳と対比させながら主な相違点を中心に紹介する。

- ① 見やすく、書きこみやすく、しかもハンドバックにも入るということでB6判(見開きB5判)とした。
- ② 表紙には母と子の写真を使用している。
- ③ 元気な赤ちゃんを生むためにからはじまり、乳幼児身体発育曲線に至るまで115ページからなる。
- ④ 現行手帳1ページ目の赤ちゃんが生まれたときは直ちに出生届を、14日以内に出生届とした。
- ⑤ よいお母さんになるためにを、元気な赤ちゃんを生むためにとして、妊婦の健康診査の重要性及び日常生活の心得を説いた。
- ⑥ 現行手帳6ページの6つの基礎食品については、図を挿入し、また歯科衛生についても歯を丈夫にする食品として図示した。

資料1

妊娠中には特に栄養に気をつけましょう

下の図の6つの食品群から、かたよらず、バランスのとれた食事しましょう。

1群を中心に副食に気をつけて、主食の量はあまりふやさなくてよいのです。

牛乳は、1日に2本程度とるよう心がけましょう。

6つの基礎食品

各食品群の中から身近な食品を選んで食べましょう

第一群

＜魚、肉、卵、大豆＞
たん白質は毎食平均して食べると栄養の効果が大きい。



第二群

＜牛乳、乳製品、骨ごと食べられる魚＞
スキムミルクなら20g(大さじ4杯)が牛乳1本分に相当します。



第三群

＜緑黄色野菜＞
カロチンは油がないとビタミンAになりにくいので、必ず油を使って調理します。



第四群

＜その他の野菜、果物＞
煮るとビタミンCがなくなるので新鮮な生野菜を1回は食べたい。
冬はみかん、夏はトマトを1日1個とるようにします。



第五群

＜米、パン、めん、いも＞
白米には強化米、または強化精麦を混入してビタミンB1を補給します。



第六群

＜油脂＞
油25gは大きじ2杯の量で、炒めものやサラダで簡単にとれます。



資料2



歯を丈夫にする食品

歯の栄養というと、すぐ「カルシウム」と考える人が多いでしょう。もちろん歯をつくるために「カルシウム」「リン」は大切ですが、必要な栄養素はこれだけではありません。歯のできるものをつくるのは、「たんぱく質」ですから、これがぜひとも必要です。その他、「ビタミンA、B、C、D」なども丈夫な歯をつくるために欠くことができません。とにかく、偏食せず、「たんぱく質、脂肪、炭水化物、ミネラル、ビタミン」などのバランスのとれた食事をするにしましょう。

⑦母乳で育てましょうの項目を加味した。

資料3

母乳で育てましょう

生まれてまもない赤ちゃんには、母乳は最もすぐれた栄養です。

分娩後、淡黄色でネバネバしたお乳が出てきます。それを初乳とい

います。
初乳は、栄養価が高く、またそれを飲むとお母さんの抗体が赤ちゃんに運ばれ、「はしか」などの感染症にかかりにくくなり、赤ちゃんを病気から守ってくれます。

▼母乳栄養の利点

- ＊母乳で育てた赤ちゃんは、人工栄養の赤ちゃんより、病気の感染に対して抵抗力がある。
- ＊アレルギー（下痢、じんま疹など）を起こさない。
- ＊赤ちゃんの発育に必要なあらゆる栄養素を含んでおり、消化、吸収がよい。
- ＊加熱の必要がなく、ビタミンがこわれにくい。
- ＊お母さんが赤ちゃんを抱いて授乳すると、赤ちゃんに安定感と満足感を与え、健全な母子関係の確立に役立つ。
- ＊衛生的でどこでも与えられる。



職業を持っているお母さんも、産後
休暇の間は母乳が絶対に必要な時期で
す。生後最低6週間は、母乳を飲ませ
ましょう。

⑧妊婦の記録中に、アルコールの摂取及び喫煙
状況の項目を加味した。

資料4

・このページは妊婦自身で記入してください。

妊婦の記録

本人身長	cm	ふだんの体重	kg
結婚年齢	歳	近親婚の有無：無・有()	
いままでにかかったおもな病気と受けた手術			
最近うけた予防接種名やX線検査実施月日			
本人の近親者の高血圧や妊娠分娩についての異常			
アルコールの摂取及び喫煙状況			
夫	健・否(病名)	血液型()	

いままでの妊娠

出産年月	妊娠・出産・産後の状態	生まれた時の子の体重	現在の子の状態
年 月	正常・異常(妊娠第 月頃週頃)	g 男女	健・否・死

⑨妊娠中の経過には風疹抗体、HBs抗原の項を入れた。

資料5

原(ウロビリノゲン)	黄血	児心音	胎位	体重	kg	診察者のサイン
- + 卅						
- + 卅						
- + 卅						
- + 卅						
- + 卅						
- + 卅						
- + 卅						

血液型検査	年 月 日実施	ABO 型	Rh + -
① 実施日		(- + (倍))	
風疹抗体検査	② 実施日	(- + (倍))	
③ 実施日		(- + (倍))	
H・Bs 抗原 (+) (-)	抗体 (+) (-)		

【質問したいことのお答え書き】

○胎動を感じたら、乳房や乳首の手当を始めましょう。
(乳 頭・普通・扁平・陥没)

⑩出産の状態のあとには、早期・晩期新生児期の経過をもってきて、出産後1か月までの経過が見開きですぐわかるようにした。(資料6)
また退院時の医師の指導事項欄を大きくとり、保健婦等の訪問時の資料として利用しやすいようにした。

- ⑪こどもの記録では、新生児期の養護、よい歯をつくるために、赤ちゃんの心臓病について、乳児期の育児の心得、精神と運動機能の発達につきわかりやすく説明文を挿入した。
- ⑫1歳時健診の前に幼児期の育児の心得、幼児の精神と運動機能の発達の説明文を挿入した。
- ⑬歯科衛生の充実も含めて、それぞれの幼児の内科健診のあとに歯の状態の項を入れ、連続性のあるようにした。
- ⑭予防接種の記録では、小学校入学までの予防接種の一覧表を入れた。(資料7)
また主な予防接種を受ける前、受けた後の注意について説明を加えた。

資料 6

・このページは産後なるべく早く記入してもらいましょう。

出 産 の 状 態

在胎期間	妊 娠 週(第 月) 予定日 年 月 日
娩出日時	年 月 日 午前 午後 時 分
分娩の経過 (母児の状態)	頭 位 骨盤位 その他 () 特記事項 娩出方法 (自然・吸引・鉗子・帝王切開・その他 ()) 分娩時の異常 (臍帯巻絡・会陰裂傷・前早期破水・前置胎盤・その他 ())
分娩所要時間	出血量: 少量・中量・多量 (ml)
性別・数	男・女・不明: 単・双・多
計測値	体 重 g 身長 cm 胸 囲 cm 頭 囲 cm
特別な所見 処 置	仮死産→(死亡・蘇生)・死産 アプガー指数
証 明	出生証明書・死産証明書・出生証明書及び死亡診断書 (死胎放棄書)
出産の場所 名 称	
分娩取扱者 氏 名	医 師 助産婦 その他

資料 7

予 防 接 種 の 記 録

予防接種をう

(小学校入学までの

区 分	種 類	初 回 免 疫
定 期	ジフテリア	(1) 生後 3～72月 0.5—0.5—0.5 3回 (3～8週間隔)
	百日せき	(1) 生後 3～48月 0.5—0.5—0.5 3回 (3～8週間隔)
	急性灰白髄炎 (ポリオ)	生後 3～48月 0.05—0.05 (初回免疫のみ) 2回 (6週間以上の間隔)
	麻 し ん	生後 12～72月 0.5 (初回免疫のみ) 1回
臨 時 (一 般)	インフルエンザ	1歳未満 0.1—0.1 1～6歳未満 0.2—0.2 6～13歳未満 0.3—0.3 13歳以上 0.5—0.5 2回 (1～4週間隔)
	日 本 脳 炎	3歳 1.0—1.0 2回 (1～2週間隔)
結核予防法	結 核 (BCG)	(1) 4歳未満

詳細については市町村の保健衛生担当課へお問い合わせください。

早期新生児期【生後1週間以内】の経過

満日齢※ 日	体 重 g	哺乳力	黄 疸	血液型
		弱・普通	なし・普通・強	
		弱・普通	なし・普通・強	
光線療法: 有・無 (時間等)				
交換輸血: 有・無 その他				
出生時の異常: なし あり (その処置)				
その後の経過中の異常: なし あり (その処置)				
先天性代謝異常等検査は受けましたか: うけた (陰性・陽性)・うけていない				

退院時の記録※【満 日】

体重:	g,	栄養法:	母乳・混合・人工
臍脱	日目, 生理的体重減少 (g)		
ひきつづき観察を要する事項:			
施設名または診察者名:			

晚期新生児期【生後1～4週間】の経過

所 見	満日齢※ 日	体 重 g	哺乳力	栄養方法	施設名または診察者名
			弱・普通	母乳・混合・人工	
			弱・普通	母乳・混合・人工	
			弱・普通	母乳・混合・人工	
			弱・普通	母乳・混合・人工	

※生まれた当日は0日。 ※自宅分娩の場合は助産婦の手を離れるとき。

けて、伝染病から子どもを守りましょう。

予防接種一覧表)

(昭和58年4月1日現在)

追 加 免 疫	参 考
(2) 初回免疫後 12～18月 0.5 (3) 12歳に達する日の属する年度 0.1	・(1)、(2)……百日咳・ジフテリア・破傷風・混合ワクチン (DPT) ・(3)……ジフテリア・破傷風・混合トキソイド (DT)
(2) 初回免疫後 12～18月 0.5	・個別接種……生後 3～48月 ・集団接種(平常時)……生後 24～48月 ・集団接種(流行時)……生後 3～48月
	・実施期間 (春 4月～5月) (秋 10月～11月) ・生後3～18月に至る間に完了することが望ましい。
	実施期間 ・夏期(7月～8月)を除く。 ・生後18月～36月の間に実施することが望ましい。 ・原則として、個別接種とする。
4歳 1.0 初回免疫後 1年以内	・初回接種後 毎年1回実施 ・集団接種…保・幼・小・中学校
(2) 小学1年生 (3) 中学1年生	結皮管針 (スタンブ法) ※ツベルクリン反応検査陰性者に限る

⑮最後に母と子のしあわせのために
の項を入れ、関連法律（憲法、母
子保健法、児童福祉法、労働基準
法）、諸手当について説明を加え
た。

⑯神経芽細胞腫マスキニング
について説明文を入れ、郵送セッ
トを裏表紙にとじこみで入れた。
（資料 8）

⑰3 か月健診、1 歳半健診、3 歳健
診、予防接種の記録の部分に赤線
を入れ、すぐに開けるようにした。

以上、昭和59年度版において改訂
を試みた部分を紹介したが、改訂に
あたって注意した点は、

- (1) 母親がつかいやすく、書きこみや
すいこと
- (2) 母親が子供の成長記録として、喜
び・期待をもって書けるように
- (3) 母親が不安がらないように、説明
文も平易な文章で理解しやすく
- (4) 保健婦等が指導につかいやすいこ
と
- (5) それぞれ産科医・小児科医・歯科
医が見開き 2 ページ程度で書きこ
めるように
- (6) 歯科衛生の充実をはかるように
などである。

おわりに

今年度は、全国44都道府県で使用されている母
子健康手帳のまとめ、及び京都府の母子健康手帳
の改訂を試みた個所を紹介した。

現行手帳の改訂の機運が全国的に高まりつつあ
る現在、少々先走りの感はぬぐえないが、また御
批判も覚悟のうえで、あえて京都府の母子健康手
帳を紹介することにより、全国統一の母子健康手
帳の改訂への一助になれば幸いである。

資料 8

お 母 様 方 へ

赤ちゃんの尿による神経芽細胞腫検査を受けましょう。

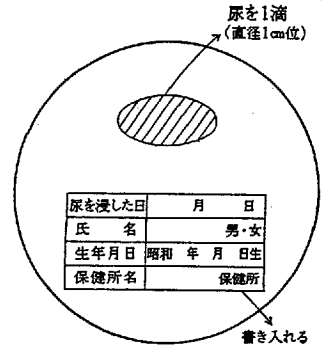
- 1 この検査は、神経芽細胞腫という小児がんの一種を早くみつけるためのもの
です。毎年、日本では100人以上のこどもが、この病気にかかっていますので、
早期発見が大切です。
- 2 この病気は、生後12か月までにみつけると、大部分の赤ちゃんを治すことが
できます。綴じ込みの封筒の中に試験紙（ろ紙）が入っておりますので、必要
事項を記入し、生後6か月頃に赤ちゃんの尿をつけて、綴じ込みの封筒ですぐ
送ってください。（6か月児より早過ぎても発見しにくいことがあります。）
- 3 試験紙に尿をつけるのは、次のよう
にしてください。

おしめに 1 cm 四方ぐらいのうすい
脱脂綿をはさみ、おしめと脱脂綿の間
に食品包装用ラップフィルム等のビニ
ールを敷き、その脱脂綿に含まれた尿
を清潔な手で、ろ紙の上に一滴しぼり
落とすと上手に尿がとれます。

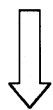
- 4 検査の結果、もう一度再検査を必要
とする赤ちゃんについては、郵送後 2
週間以内に保健所又は検査機関から、
必ず連絡します。

- 5 2週間たって、なにも連絡がなければ、異常がありませんでしたので、御安
心ください。

- 6 この検査は、府立医大で実施し、その費用は無料ですが、検査ろ紙の郵送料
は個人負担となっておりますので、60円切手をはって、投函してください。



京 都 府



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



はじめに

母子健康手帳は、昭和 51 年 1 月、厚生省告示 6 により大幅な改訂が行われ、その後昭和 55 年、及び 56 年に一部改訂がなされ、昭和 56 年 4 月より現行の母子健康手帳として使用されている。

京都府においては、母子保健の推進にとっての母子健康手帳の重要性に鑑み、56 年度より一部つつ改訂をしてきた。改訂作業は、各保健所の意見を集約しながら、厚生省「母子保健・医療に関する管理体系システム開発に関する研究」研究班(小泉 明班長)時代に設置した「京都府母子保健検討委員会」(構成メンバー:医師・保健婦・本庁母子保健係)で検討している。

取りあえず今年度は、全国各都道府県にお願いして送付していただいた母子健康手帳の若干のまとめと、京都府の昭和 59 年度改訂版と昭和 56 年厚生省告示 26 の現行の母子健康手帳との対比につき報告する。